明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（六十五歳超雇用推進助成金）

第百四条　六十五歳超雇用推進助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主であること。

イ　次のいずれにも該当する事業主（既にこのイに該当するものとしてこの条の規定による支給を受けた事業主を除く。）

(1)・(2)　（略）

(3)　(1)の措置を講じた日から起算して一年前の日から支給申請を行つた日の前日までの間に、労働協約又は就業規則において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第八条又は第九条第一項の規定と異なる定めをしていないこと。

(4)　支給申請を行つた日の前日において、当該事業主に一年以上継続して雇用されている者であつて六十歳以上の被保険者（以下この条において「対象被保険者」という。）(1)の措置の対象となる者に限る。）が一人以上いること。

(5)　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第十一条の規定による作業施設の改善その他の諸条件の整備を図るための業務を担当する者の選任に加え、雇用する高年齢者に配慮した次に掲げるいずれかの措置を行つた事業主であること。

(i)　職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等

(ii)　作業施設及び作業方法の改善

(iii)　健康管理及び安全衛生の配慮

(iv)　職域の拡大

(v)　知識及び経験等を活用できる配置又は処遇の推進

(vi)　賃金体系の見直し

(vii)　勤務時間制度の弾力化

ロ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　（略）

(2)　雇用環境整備計画に基づく措置として、次に掲げるいずれかの措置を実施し、当該措置の実施の状況及び当該雇用環境整備計画の期間の末日の翌日から起算して六箇月を経過する日までの間における当該措置の実施後の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(i)・(ii)　（略）

(3)　雇用環境整備計画を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出した日から起算して一年前の日から支給申請を行つた日の前日までの間に、労働協約又は就業規則において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第八条又は第九条第一項の規定と異なる定めをしていないこと。

(4)　支給申請を行つた日の前日において、対象被保険者(2)の措置の対象となる者に限る。）が一人以上いること。

ハ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)～(6)　（略）

(7)　無期雇用転換計画を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出した日から起算して一年前の日から支給申請を行つた日の前日までの間に、労働協約又は就業規則において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第八条又は第九条第一項の規定と異なる定めをしていないこと。

（六十五歳超雇用推進助成金）

第百四条　六十五歳超雇用推進助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主であること。

イ　次のいずれにも該当する事業主（既にこのイに該当するものとしてこの条の規定による支給を受けた事業主を除く。）

(1)・(2)　（略）

(3)　(1)の措置を講じた日から起算して一年前の日から支給申請を行つた日の前日までの間に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第八条又は第九条第一項の規定に違反していないこと。

(4)　支給申請を行つた日の前日において、当該事業主に一年以上継続して雇用されている者であつて六十歳以上の被保険者（以下この条において「対象被保険者」という。）が一人以上いること。

（新設）

ロ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　（略）

(2)　雇用環境整備計画に基づく措置として、次に掲げるいずれかの措置を実施し、当該措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(i)・(ii)　（略）

(3)　雇用環境整備計画を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出した日から起算して一年前の日から支給申請を行つた日の前日までの間に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律八条又は第九条第一項の規定に違反していないこと。

(4)　支給申請を行つた日の前日において、対象被保険者が一人以上いること。

ハ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)～(6)　（略）

(7)　無期雇用転換計画を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出した日から起算して一年前の日から支給申請を行つた日の前日までの間に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律八条又は第九条第一項の規定に違反していないこと。